

排水設備工事施行指針 新旧対照表

令和8年6月施行
秋田市上下水道局 給排水課

第1章 総則

新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第1章 総則	第1章 総則
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 基本的事項	第2節 基本的事項
1～2 (略)	1～2 (略)
3 下水の種類	3 下水の種類
(1) (略)	(1) (略)
(2) 雨水区分	(2) 雨水区分
ア (略)	ア (略)
イ 地下水(地表に流れ出てくる湧水 ₂)	イ 地下水(地表に流れ出てくる湧水)
ウ (略)	ウ (略)
エ (略)	エ (略)
4～5 (略)	4～5 (略)
6 排水設備の設置	6 排水設備の設置
(1) (略)	(1) (略)
(2) 排水設備工事の実施者	(2) 排水設備工事の実施者
<p>排水設備の新設・増設・改築等(以下「新設等」という。)の工事および処理区域内における水洗便所の改造工事は、管理者が指定する工事業者(以下「指定工事業者」という。)でなければ行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>排水設備の新設・増設・改築等(以下「新設等」という。)の工事および処理区域内における水洗便所の改造工事は、管理者が指定する工事業者(以下「指定工事業者」という。)でなければ行つてはならない。</p>
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
7～9 (略)	7～9 (略)

第2章 指 定

新旧对照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2章 指定</p> <p>第1節 排水設備工事業者の指定手続</p> <p>1 工事業者の指定</p> <p>(1) 指定の種類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 更新の場合</p> <p>指定の更新をしようとする者は、指定排水設備工事業者申請書および必要書類（様式集 41、42）により更新の申請を行うこと。</p> <p>なお、指定の有効期間は、指定を受けた日から3年であることから、引き続き指定を受けようとする場合は、更新の手続きが必要である（条例第5条第3項）。</p> <p>また、指定の更新をしない者は、指定排水設備工事業者廃止等届（様式集 47）を提出すること（業者規程第5条第3項）。</p> <p><u>更新の申請が行われないうちに3年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。</u></p> <p>(2) 指定の要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋田県下水道協会に登録している排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という。）であって、かつ、秋田市に登録している責任技術者が1人以上<u>選任</u>していること（条例第5条の3第2号）。<u>ただし、秋田県内の他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 責任技術者の<u>選任</u>を証する書類</p> <p>責任技術者の<u>選任</u>の確認方法は以下のいずれかによる（<u>選任</u>とは、排水設備工事業者と責任技術者との間で雇用契約が結ばれていることで、非常勤や下請け等の者は含まない。）</p> <p>ア <u>労働保険の保険金の負担状況（雇用保険被保険者資格取得確認等通知書および保険料領収書等）</u></p> <p>イ <u>給与の支給状況および所得税の源泉徴収状況（賃金台帳又は源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等）</u></p> <p>ウ <u>その他選任の証明となる書類（当該排水設備工事</u></p>	<p>第2章 指定</p> <p>第1節 排水設備工事業者の指定手続</p> <p>1 工事業者の指定</p> <p>(1) 指定の種類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 更新の場合</p> <p>指定の更新をしようとする者は、指定排水設備工事業者申請書および必要書類（様式集 41、42）により更新の申請を行うこと。</p> <p>なお、指定の有効期間は、指定を受けた日から3年であることから、引き続き指定を受けようとする場合は、更新の手続きが必要である（条例第5条第3項）。</p> <p>また、指定の更新をしない者は、指定排水設備工事業者廃止等届（様式集 47）を提出すること（業者規程第5条第3項）。</p> <p>(2) 指定の要件</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 秋田県下水道協会に登録している排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という。）であって、かつ、秋田市に登録している責任技術者が1人以上<u>専属</u>していること（条例第5条の3第2号）。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 責任技術者の<u>雇用</u>を証する書類</p> <p>責任技術者の<u>専属雇用</u>のを証する確認方法は以下のいずれかによる（<u>専属雇用</u>とは、排水設備工事業者と責任技術者との間で雇用契約が結ばれていることで、非常勤や下請け等の者は含まない。）</p> <p>ア <u>社会保険の保険金の負担状況（各種健康保険証等。ただし、雇用関係を証明できない国民健康保険を除く。）</u></p> <p>イ <u>労働保険の保険金の負担状況（雇用保険被保険者資格取得確認等通知書および保険料領収書等）</u></p> <p>ウ <u>給与の支給状況および所得税の源泉徴収状況（賃</u></p>

業者が作成した雇用証明書等)

図2-1 (略)

2 秋田市指定排水設備工事業者証

管理者が秋田市指定排水設備工事業者（以下「指定工事業者」という。）として指定した場合には、秋田市指定排水設備工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する（業者規程第5条の5第1項）。なお、指定工事業者証は、営業所内の見やすい場所に掲示し、き損又は紛失した場合には、秋田市指定排水設備工事業者証再交付申請書（様式集44）により、管理者に指定工事業者証の再交付の申請をしなければならぬ（業者規程第3条）。

3 (略)

4 指定事項変更の届出

(1) (略)

(2) 責任技術者の変更

選任する責任技術者に変更があったときは、排水設備工事責任技術者変更届（様式集46）を提出すること。

(3) (略)

5 (略)

第2節 責任技術者の登録手続

1～2 (略)

3 届出の変更

責任技術者登録について、以下のいずれかに該当する変更が生じた場合は、速やかに、指定排水設備工事責任技術者登録変更等届（様式集51）および表2-2に示す必要書類を提出すること（業者規程第7条第6項）。

(1)～(3) (略)

(4) 責任技術者の登録を辞退

4 登録の取消し又は停止

管理者は、責任技術者に違反行為等があった場合、「秋田市指定排水設備工事業者および排水設備工事責任技術者の指導および処分に関する要綱」に基づき、厳正に指導および処分を行う。

なお、以下のいずれかに該当する責任技術者には、管

金台帳又は源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等)

図2-1 (略)

2 秋田市指定排水設備工事業者証

管理者が秋田市指定排水設備工事業者（以下「指定工事業者」という。）として指定した場合には、秋田市指定排水設備工事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する（業者規程第3条）。

なお、指定工事業者証は、営業所内の見やすい場所に掲示し、き損又は紛失した場合には、管理者に指定工事業者証の再交付の申請をしなければならない（秋田市指定排水設備工事業者証再交付申請書（様式集44））。

3 (略)

4 指定事項変更の届出

(1) (略)

(2) 責任技術者の変更

専属する責任技術者に変更があったときは、排水設備工事責任技術者変更届（様式集46）を提出すること。

(3) (略)

5 (略)

第2節 責任技術者の登録手続

1～2 (略)

3 届出の変更

責任技術者登録について、以下のいずれかに該当する変更が生じた場合は、速やかに、以下の書類指定排水設備工事責任技術者登録変更等届（様式集51）および必要書類を提出すること（業者規程第7条第6項）。

(1)～(3) (略)

(4) 責任技術者の登録を辞退

指定排水設備工事責任技術者登録変更等届（様式集51）

4 登録の取消し又は停止

管理者は、責任技術者に違反行為等があった場合、「秋田市指定排水設備工事業者および排水設備工事責任技術者の指導および処分に関する要綱」に基づき、厳正に指導および処分を行う。

なお、以下のいずれかに該当する責任技術者には、管

理者は登録の取消し又は停止の処分をすることができる（条例第5条の15）。

また、登録の取消しもしくは登録の効力を停止された責任技術者は、速やかに管理者に登録証を返納しなければならない。

(1)～(3) (略)

表2-1 指定工事業者等の各種申請・届出書、必要書類一覧

秋田市指定排水設備工事業者等の各種申請・届出書、必要書類一覧

項目	新規・更新登録		登録証の再交付		異動(商号又は名称・代表者氏名等)		責任技術者の変更		廃止等
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	選任	解除	
各種申請書・届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書・定款	○		○		○				
住民票の写し等(会社名が確認できるもの)		○		○		○			
秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し	○	○					○	○	
雇用関係の証明	①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書・保険料領収書等	○	○				○		
	②貸金台帳又は源泉徴収簿等	○	○				○		
	③その他選任の証明となる書類(排水設備工事業者が作成した雇用証明書等)	○	○				○		
従業員名簿・工事経歴書・所有機材調書・誓約書	○	○							
指定工事業者証	更新のみ				○	○			○
	事業者証 [様式集43]				事業者証 [様式集43]				事業者証 [様式集43]

(指定内容に変更があったときは、速やかに変更の届出が必要)

※1 ○は必ず提出する書類、雇用関係の証明の○はいずれか1つを提出

※2 手数料：新規登録は10,000円、指定の更新は5,000円(領収書を添付し申請)

理者は登録の取消し又は停止の処分をすることができる（業者規程第5条の15）。

また、登録の取消しもしくは登録の効力を停止された責任技術者は、速やかに管理者に登録証を返納しなければならない。

(1)～(3) (略)

表2-1 指定工事業者等の各種申請・届出書、必要書類一覧

秋田市指定排水設備工事業者等の各種申請・届出書、必要書類一覧

項目	新規・更新登録		登録証の再交付		異動(商号又は名称・代表者氏名等)		責任技術者の変更		廃止等
	法人	個人	法人	個人	法人	個人	専属	解除	
各種申請書・届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書・定款	○		○		○				
住民票の写し等(会社名が確認できるもの)		○		○		○			
秋田市排水設備工事責任技術者登録証の写し	○	○					○	○	
雇用関係の証明	①健康保険証(写)等(会社名が確認できるもの)	○	○					○	
	②雇用保険資格取得確認通知書・保険料領収書等	○	○					○	
	③貸金台帳又は源泉徴収簿等	○	○					○	
従業員名簿・工事経歴書・所有機材調書・誓約書	○	○							
指定工事業者証	更新のみ				○	○			○
	事業者証 [様式集43]				事業者証 [様式集43]				事業者証 [様式集43]

(指定内容に変更があったときは、速やかに変更の届出が必要)

※1 ○は必ず提出する書類、雇用関係の証明の○はいずれか1つを提出

※2 手数料：新規登録は10,000円、指定の更新は5,000円(領収書を添付し申請)

表2-2 責任技術者各種申請書・届出書、必要書類一覧

秋田市指定排水設備工事責任技術者各種申請書・届出書、必要書類一覧

項目	登録	更新	登録変更		登録証再交付
			氏名・住所等	登録辞退	
排水設備工事責任技術者各種申請書・届出書	◎	◎	◎	◎	◎
	登録申請書 [様式集48]	登録証更新申請書 [様式集50]	登録変更等届 [様式集51]	登録変更等届 [様式集51]	再交付申請書 [様式集52]
排水設備工事責任技術者証の写し(秋田県下水道協会発行)	◎	◎			◎
住所を証明する書類(住民票の写し・運転免許証・健康保険証等)			○		
秋田市排水設備工事責任技術者登録証		◎	◎	◎	
		登録証 [様式集49]	登録証 [様式集49]	登録証 [様式集49]	

(登録内容に変更があったときは、遅滞なく変更の届出が必要)

※1 ◎は必ず提出する書類、○はいずれか1つを提出

※2 登録を更新する場合は、秋田県下水道協会の更新講習を受け、有効期間満了の30日前までに更新の申請をしなければならない。

表2-2 責任技術者各種申請書・届出書、必要書類一覧

秋田市指定排水設備工事責任技術者各種申請書・届出書、必要書類一覧

項目	登録	更新	登録変更	登録証再交付
			氏名・住所等	
排水設備工事責任技術者各種申請書・届出書	◎	◎	◎	◎
	登録申請書 [様式集48]	登録証更新申請書 [様式集50]	登録変更等届 [様式集51]	再交付申請書 [様式集52]
排水設備工事責任技術者証の写し(秋田県下水道協会発行)	◎	◎		◎
住所を証明する書類(住民票の写し・運転免許証・健康保険証等)			○	
秋田市排水設備工事責任技術者登録証		◎	◎	
		登録証 [様式集49]	登録証 [様式集49]	

(登録内容に変更があったときは、遅滞なく変更の届出が必要)

※1 ◎は必ず提出する書類、○はいずれか1つを提出

※2 登録を更新する場合は、秋田県下水道協会の更新講習を受け、有効期間満了の30日前までに更新の申請をしなければならない。

第3章 申請

新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第3章 申請</p> <p>第1節 事前調査</p> <p>1 下水道施設および排水設備の状況 (一部略)</p> <p>申請に当たっては、下記のとおり下水道管きょや公共ます等の状況を事前に調査する。</p> <p>(1) 下水道管きょ等</p> <p>ア 放流先(公共下水道等および側溝等)</p> <p>排水設備工事を行う際、<u>汚水又は雨水</u>、個別排水処理施設の処理水を<u>公共下水道又は側溝</u>、河川等の公共水域に排水するときは、これらの構造や位置等を調査するとともに、排水先の関係機関(公共下水道(下水道整備課)、道路、河川等)と事前に協議すること。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 公共ます</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 管路情報と現地との相違</u></p> <p><u>管路情報に公共ますがなく、現地に公共ますがある場合は、下水道整備課に確認すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 申請時の注意事項</p> <p>1 工事種別</p> <p>申請書に記載している工事種別は、以下のとおり定義する。</p> <p>(1) 「新設」とは、新築工事等に伴い、新たに排水設備を設置することをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「浄化槽切替」とは、公共下水道又は農業集落排水において、既設の浄化槽を廃止し、<u>公共下水道へ接続</u>することをいう。</p> <p>(4) 「その他(増設)」とは、排水設備を増設することをいう。</p> <p>(5) 「その他(改築)」とは、排水設備の改築又</p>	<p>第3章 申請</p> <p>第1節 事前調査</p> <p>1 下水道施設および排水設備の状況 (一部略)</p> <p>申請に当たっては、下記のとおり下水道管きょや公共ます等の状況を事前に調査する。]</p> <p>(1) 下水道管きょ等</p> <p>ア 放流先(公共下水道等および側溝等)</p> <p>排水設備工事は、<u>雨水や個別排水処理施設の処理水を側溝又は河川等の公共水域に排水するときは</u>、これらの構造や位置等を調査するとともに、排水先の関係機関(公共下水道(下水道整備課)、道路、河川等)と事前に協議すること。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 公共ます</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 申請時の注意事項</p> <p>1 工事種別</p> <p>申請書に記載している工事種別は、以下のとおり定義する。</p> <p>(1) 「新設」とは、新築工事等に伴い、新たに排水設備を設置することをいう。</p> <p><u>また、過去に申請地の公共ます等への接続がない場合にも適用する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「浄化槽切替」とは、公共下水道又は農業集落排水において、既設の浄化槽を廃止し、<u>水洗便所に改造</u>することをいう。</p> <p>(4) 「その他(増設)」とは、<u>増築工事等に伴い</u>、排水設備を増設することをいう。</p> <p>(5) 「その他(改築)」とは、<u>既設の排水設備に</u></p>

は改良、布設替を行うことをいう。

(6) 「その他(仮設)」とは、仮設事務所等の排水設備を一定期間設置し、のちに撤去することをいう。

(7)～(9) (略)

(10) 「修理」とは、農業集落排水、個別排水処理施設において、既設の排水設備を修理することをいう。

(11) 「撤去」とは、農業集落排水、個別排水処理施設において、排水設備を撤去することをいう。

※公共下水道の排水設備の修理、撤去申請は不要。

2 屋内排水設備

(1) 汚水と雑排水の分離

屋内排水設備の汚水排水管と雑排水の排水管の系統は、基本的に分離して屋外排水管へ接続するように設計および施工を行う。

ア 一般住宅の場合は、1階のトイレ内に手洗い等を設け、その排水管で雑排水をトイレの排水管に接続するときは、管径を75mm以上とし、通気口又は高位通気弁を設置することとし、事前に協議をすること。

イ 2階のトイレ内に手洗い等を設け、やむをえずその排水管で雑排水をトイレの排水管に接続する場合は管径を100mm以上とし通気口又は高位通気弁を設置することとし、事前に協議をすること。

ウ ア、イの通気弁についてやむをえず低位通気弁を使用する場合は事前に協議をすること。

エ マンション等の大規模建築物等の場合は、事前に協議をすること。

(2)～(3) (略)

3 屋外排水設備

(1) (略)

(2) 宅内および公共汚水ます

ア ますは、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所^アに設けること。また、トイレからの汚物が上流へ逆流することを防止するた

より公共下水道又は農業集落排水に排除しているが、建物の改築工事に伴い、排水設備の改築又は既設の排水設備の改良、布設替を行うことをいう。また、過去に申請地の公共ます等への接続があった場合にも適用する。

(6) 「その他(仮設)」とは、マンション等の新築工事に伴い、仮設事務所等の排水設備を臨時的に設置し、新築工事が完成後、排水設備を撤去することをいう。

(7)～(9) (略)

(10) 「修理」とは、個別排水処理施設において、既設の排水設備を修理することをいう。

(11) 「撤去」とは、個別排水処理施設において、排水設備を撤去することをいう。

2 屋内排水設備

(1) 汚水と雑排水の分離

屋内排水設備の汚水排水管と雑排水の排水管の系統は、基本的に分離して屋外排水管へ接続するように設計および施工を行う。

ア 一般住宅の場合は、1階のトイレ内に手洗い等を設け、その排水管で雑排水をトイレの排水管に接続するときは、管径を75mm以上とし、通気口又は通気弁を設置することとし、事前に協議をすること。

イ 2階のトイレ内に手洗い等を設け、やむをえずその排水管で雑排水をトイレの排水管に接続する場合は管径を100mmとし通気口又は通気弁を設置することとし、事前に協議をすること。

ウ マンション等の大規模建築物等の場合は、事前に協議をすること。

(2)～(3) (略)

3 屋外排水設備

(1) (略)

(2) 宅内および公共汚水ます

ア (一部省略) ますは、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所^アに設けること。また、トイレからの汚物が上流へ逆流することを

め、段差ますを使用すること。なお、勾配の不足など、段差ますを設置できない場合は 45° Y型合流ます とする。

イ～エ (略)

オ 公共ますへの接続は、原則的に管底接合であるが、やむを得ず、管底接合ができない 場合（公共ますがマルチインバートの場合は除く）に限り、事前に下水道整備課と協議すること。その際、公共汚水ますの深さなど状況が分かる写真を提出すること。

なお、下水道整備課と協議の結果、途中抜きであっても出来る限り管底に近いところに接続し、土被りは700mm以上確保すること。

(土被り 700mm 以上確保できない場合は、誓約書を提出する)

せん孔の際、塩ビますの場合はホルソーで穿孔し、専用の排水管支管で接着接合すること。コンクリートますの場合は、コアカッターで穿孔し、ます接続部分の排水管は砂付き短管を使用し、コンクリート巻立すること。また、これらの工事の完了届提出時に施工状況写真を提出すること。

(3) 雨水排水

ア (略)

イ 雨樋やルーフトレンの縦樋を通じて、合流管に雨水を排水する場合は、トラップを設けること。

ウ 雨水排水設備の側溝を設置する場合は、計画平面図及び縦断面図に側溝の大きさ、排水管を明記すること。

エ 農業集落排水および個別排水処理施設においては、原則として、し尿および生活雑排水のみの接続で、工場廃水、雨水その他の特殊排水の接続を認めていない。このため、屋外に設置している足洗い場等に雨水が混入するものについて、公共ますに接続することはできない（浄化槽法第2条第1項）。

なお、農業集落排水の処理可能な雑排水については第8章「その他」第8節を参照。

オ 雨水排水設備を設置して公共下水道に雨水を排除する場合は、排水面積により管径が変わるので、排水面積が分かる図面と流量計算書等を添付すること。

防止するため、段差ますを使用すること。なお、勾配の不足など、段差ますを設置できない場合は Y型合流ます とする。

イ～エ (略)

オ 公共ますへの接続は、原則的に管底接合であるが、やむを得ない場合（公共ますがマルチインバート等）に限り 途中抜きを認める。その際、公共汚水ますの深さなど状況が分かる写真を提出すること。

なお、途中抜きであっても出来る限り管底に近いところに接続し、せん孔の際、塩ビますの場合はホルソーで穿孔し、専用の排水管支管で接着接合すること。コンクリートますの場合は、コアカッターで穿孔し、ます接続部分の排水管は砂付き短管を使用し、コンクリート巻立すること。また、これらの工事の完了届提出時に施工状況写真を提出すること。

(3) 雨水排水

ア (略)

イ ルーフトレンを通じて、合流管に雨水を排水する場合は、トラップを設けること。

ウ 縦樋を通じて、合流管に雨水を排水する場合は、トラップを設けること。

エ 雨水排水設備の側溝を設置する場合は、計画平面図に側溝の大きさ、排水管を明記すること。

オ 農業集落排水および個別排水処理施設においては、原則として、し尿および生活雑排水のみの接続で、工場廃水、雨水その他の特殊排水の接続を認めていない。このため、屋外に設置している足洗い場等に雨水が混入するものについて、公共ますに接続することはできない（浄化槽法第2条第1項）。

なお、農業集落排水の処理可能な雑排水については第8章「その他」第8節を参照。

カ 雨水排水設備を設置して公共下水道に雨水を排除する場合は、排水面積により管径が変わるので、排水面積が分かる図面と流量計算書等を添付すること。

ただし、排水面積を計画平面図に記入してもよい。

なお、排水面積が1,500平方メートルを超える大規模建築物等の雨水排水設備工事を行う場合は、事前に協議すること。

第4節の6の事例4「排水面積が1,500平方メートルを超える大規模建築物等の排水設備工事（雨水排除）について」を参照のこと。

(4) 外部流し

外部流しは、図3-1のとおり、公共下水道に汚水として接続し、雨水が流入しない箇所に設置する。なお、農業集落排水および個別排水処理施設は接続しないものとする。

図3-1 (略)

4~6 (略)

7 誓約書と承諾書

(1) 「誓約書」【様式集73】とは、現場条件など特別な事情により、本指針の基準に適合できない場合、申請者の責任において維持管理を行うことを確約するために提出する書類（原則として、申請者の署名が必要）。

(2) (略)

(3) その他注意事項

ア 誓約書は、地形や施工上の制約などやむを得ない場合に限り提出するものであり、特に新設の場合は、工法やルート等を十分に検討するとともに、提出が必要となる工事は、全て給排水課と事前に協議をすること。

イ (略)

ただし、排水面積を計画平面図に記入してもよい。

なお、排水面積が1,500平方メートルを超える大規模建築物等の雨水排水設備工事を行う場合は、事前に協議すること。

第4節の6の事例4「排水面積が1,500平方メートルを超える大規模建築物等の排水設備工事（雨水排除）について」を参照のこと。

(4) 外部流し

外部流しは、以下の図3-1のとおり、公共下水道に汚水として接続し、雨水が流入しない箇所に設置する。なお、農業集落排水および個別排水処理施設は接続しないものとする。

図3-1 (略)

4~6 (略)

7 誓約書と承諾書

(1) 「誓約書」【様式集73】とは、現場条件など特別な事情により、本指針の基準に適合できない可能性がある場合、申請者の責任において維持管理を行うことを確約するために提出する書類（原則として、申請者の署名が必要）。

(2) (略)

(3) その他注意事項

ア 誓約書は、地形や施工上の制約などやむを得ない場合に限り許可するものであり、特に新設の場合は、工法やルート等を十分に検討するとともに、提出が必要となる工事は、全て給排水課と事前に協議をすること。

イ (略)

表3-1 想定される状況と誓約書の記入例

No.	想定される状況	記入例
1	建物の構造や用地の制約上、構造物、池、樹木の下に配管を施工する場合	(略)
2	雑排水と汚水を1系統にまとめて排水する場合	(略)
3	助成金を利用しない場合	(略)
4	一部露出配管となる場合	(一部略) (配管状況 : 管種 (V・P)、保温材 (有・無)、支持金具 (有・無))
5	下水道本管が未整備等のため受益者負担金の賦課対象区域となっていない箇所での排水設備の申請をする場合	公共下水道排水区域外から公共下水道に汚水を流入させるための排水設備等の計画の確認申請に当たり、当該確認申請に係る排水設備の設置場所について、秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条により受益者負担金の賦課対象区域の公告が行われた場合は、所定の手続きに従い納付することを制約いたします。 <u>また、土地の所有権者が変わったときは本条件を承継します。</u>
6	今回工事で雑排水のみ接続する場合	(略)
7	今回工事でトイレの排水のみを接続する場合	(略)

表3-1 想定される状況と誓約書の記入例

No.	想定される状況	記入例
1	建物の構造や用地の制約上、構造物、池、樹木の下に配管を施工する場合	(略)
2	雑排水と汚水を1系統にまとめて排水する場合	(略)
3	助成金を利用しない場合	(略)
4	一部露出配管となる場合	(一部略) (配管状況 : 管種 (V・U・V・P)、保温材 (有・無)、支持金具 (有・無))
5	下水道本管が未整備等のため受益者負担金の賦課対象区域となっていない箇所での排水設備の申請をする場合	公共下水道排水区域外から公共下水道に汚水を流入させるための排水設備等の計画の確認申請に当たり、当該確認申請に係る排水設備の設置場所について、秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条により受益者負担金の賦課対象区域の公告が行われた場合は、所定の手続きに従い納付することを制約いたします。
6	今回工事で雑排水のみ接続する場合	(略)
7	今回工事でトイレの排水のみを接続する場合	(略)

8	公共ますに途中 抜きした排水管 の土被りが 700mm 確保でき ない場合	このたび、下記の排水設備 工事計画確認申請をする に当たり、下記の理由に より <u>公共ますに途中抜き した排水管の土被りが 700mm 確保できていません</u> が今後の維持管理につい ては、当方で一切の責任を もって行うことを誓約い たします。
---	---	---

8	公共ますに途中 抜きをする場合 <small>(注)</small>	このたび、下記の排水設備 工事計画確認申請をする に当たり、下記の理由に より <u>公共ますに管底接続 出来ない状況であり、公共 ますに途中抜きで施工い たしますが、今後の維持管 理については、当方で一切 の責任をもって行うこと を誓約いたします。</u>
---	--	--

(注) 途中抜きの場合の土被りは700mm以上とする。
なお、公共ますがマルチインバートの場合は、誓約書
の提出は必要ない。

表3-2 想定される状況と承諾書の記入例

No.	想定される <u>状況</u>	記入例
1	名義が違う土地 を利用する場合 (確認申請に2 名まで記載可能、 3名以上の場合 に使用)	(略)
2	排水設備のみの 使用承諾	(略)
3	土地および排水 設備の使用承諾 <small>(注)</small>	(略)

(注) (略)

図3-2 (略)

表3-2 想定される状況と承諾書の記入例

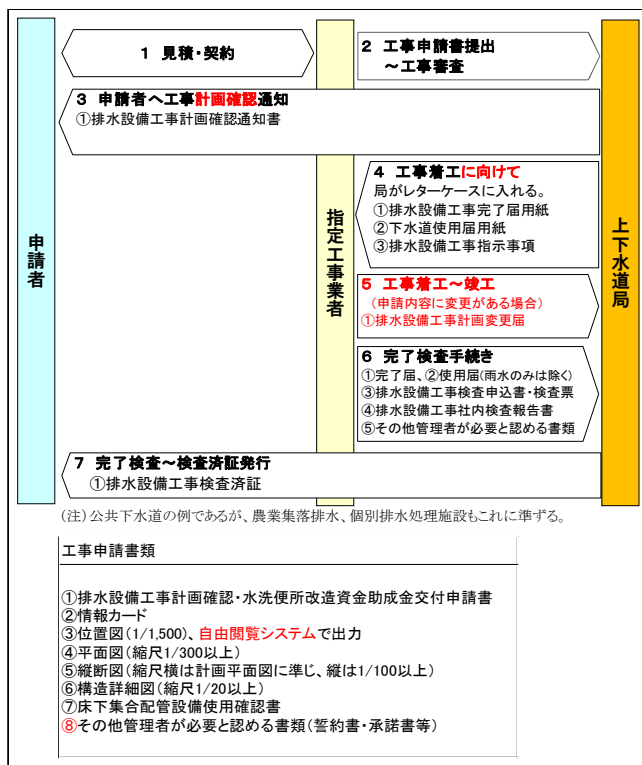
No.	想定される <u>ケース</u>	記入例
1	名義が違う、土地 を利用する場合 (確認申請に2 名まで記載可能、 3名以上の場合 に使用)	(略)
2	排水設備のみの 使用承諾	(略)
3	土地および排水 設備の使用承諾 <small>(注)</small>	(略)

(注) (略)

図3-2 (略)

第3節 排水設備工事申請の流れ

図3-3 排水設備工事申請の流れ



1 申請手続

(1) 書類手続

表3-3 排水設備工事の申請に係る書類手続

No.	書類手続
1	見積り・ 契約 ・設計 (略)
2	工事申請書類等の提出および工事審査 排水設備新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならないと定められている(以下省略)。 ①～③ (略) ④平面図(縮尺は100分の1以上を推奨) 平面図は、必要に応じ配置図を記入し、配管のほか、前面道路、敷地形状、建物形状および建物内の各衛生器具等の位置を明記すること。また、設計内容が分かるように、必要に応じ縮尺を調整すること。なお、平面図および縦断面図については、「第

第3節 排水設備工事申請の流れ

図3-3 排水設備工事申請の流れ



1 申請手続

(1) 書類手続

表3-3 排水設備工事の申請に係る書類手続

No.	書類手続
1	見積り・設計・ 契約 (略)
2	工事申請書類等の提出および工事審査 排水設備新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならないと定められている(以下省略)。 ①～③ (略) ④平面図(縮尺100分の1以上を推奨) 平面図は、必要に応じ配置図を記入し、配管のほか、前面道路、敷地形状、建物形状および建物内の各衛生器具等の位置を明記すること。また、設計内容が分かるように、必要に応じ縮尺を調整すること。なお、 <u>エ</u> の平面図および <u>オ</u> の縦断面図について

	<p>4節 排水設備平面図・縦断図の記入方法」を参照すること。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦床下集合配管設備使用確認書 屋内管の管径を記入すること。なお、床下集合配管システムを使用する場合は、以下の書類を提出すること。 ア 床下集合配管設備仕様確認書【様式集25】 イ <u>発注依頼書(加工指示書)</u></p> <p>⑧その他管理者が必要と認める書類等 ア (略) イ 他人名義の土地や既設排水管等<u>を</u>利用する場合は、承諾書を提出し、局が必要とする場合は<u>公図および土地登記簿(3ヶ月以内のもの)等の写し</u>を添付すること(第2節7「誓約書と承諾書」を参照)。 ウ～エ (略) ○排水設備工事申請が省略できる場合 ア～イ (略)</p>	<p>は、「第4節 排水設備平面図・縦断図の記入方法」を参照すること。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 床下集合配管設備使用確認書 屋内管の管径を記入すること。なお、床下集合配管システムを使用する場合は、以下の書類を提出すること。 ア 床下集合配管設備仕様確認書【様式集25】 イ <u>使用する製品の製造メーカーのカタログの写し。</u> ウ <u>場合により、構造図、配管図等を添付すること。</u> ⑧ <u>トイレ部屋の全体写真</u> <u>給水装置工事を伴わない場合、トイレの施工前の全体写真(トイレの手洗い等の増設を伴うかを確認)を提出すること。</u> ⑨その他管理者が必要と認める書類等 ア (略) イ 他人名義の土地や既設排水管等の利用する場合は、承諾書を提出し、局が必要とする場合は<u>土地の所有者を確認出来る書類</u>を添付すること(第2節7「誓約書と承諾書」を参照)。 ウ～エ (略) ○排水設備工事申請が省略できる場合 ア～イ (略)</p>
3	<p>申請者へ<u>工事計画確認</u>の通知 局は2の審査に適合したとき、申請者に対し、以下の資料を発行する。 ① (略)</p>	<p>3 申請者への<u>工事許可</u>の通知 局は②の審査に適合したとき、申請者に対し、以下の資料を発行する。 ① (略)</p>
4	<p>4 工事着工<u>に向けて</u> 工事<u>計画確認</u>の通知と同時に、局は指定工事業者に対し、以下の資料を発行する。 ①～② (略) ③排水設備工事指示事項【様式23】 局は申請書に確認(承認)年月日を記入し、①から③を業者連絡用レターケースへ入れるので、指定業者はこれを確認すること。</p>	<p>4 工事着工の<u>許可</u> 工事<u>許可</u>の通知と同時に、局は指定工事業者に対し、以下の資料を発行する。 ①～② (略) ③排水設備工事指示事項【様式23】 局は申請書に確認(承認)年月日を記入し、①から③を出力した日を着工日とし、業者連絡用レターケースへ入れるので、指定業者はこれを確認すること。</p>

	と。
5	工事着工～竣工 (略)
6	完了検査の手続き 指定工事業者は、完了検査の手続きに当たり、以下の書類を提出すること（第6章「検査」を参照のこと。）。 ①～④ (略) ⑤その他管理者が必要と認める書類 4の①～③および6の③～④のほか、以下の場合など関係書類を提出すること。 ア～ウ (略)
7	完了検査および検査済証の発行 (略)

(2) (略)

第4節 排水設備平面図・縦断図の記入方法

1 (略)

2 平面図

(1) 図中に記載する事項

ア～ソ (略)

タ 通気弁を使用する場合は、高位通気弁か低位通気弁か記入し、併せて通気弁口径を記入する（やむを得ず低位通気弁を使用する場合は事前に協議を行い、誓約書を提出すること。）。

チ 食器洗い機等、間接排水を必要とするものは、第4章「設計」第2節12を参照。なお、それらを設置する場合は図面に記入すること。

ツ 阻集器の入側と出側双方に付番し、名称を記載する。なお、縦断図には、入り側と出側の管底高と、距離を記入。

テ 排水設備を設置しない外部水栓は設置位置に外と記入し、使用水が浸透する場合は地下浸透と記入すること。As 舗装等で浸透しない場合は流れ先を記入すること。

(2) 余白へ記入する事項（平面図記入例の記載例）

ア (略)

イ 合流地区で雨水排水を下水道に接続しない場合

5	工事着工～竣工 (略)
6	完了検査の手続き 指定工事業者は、完了検査の手続きに当たり、以下の書類を提出すること（第6章「検査」を参照のこと。）。 ①～④ (略) ⑤その他管理者が必要と認める書類 4の①～③および6の①のほか、以下の場合など関係書類を提出すること。 ア～ウ (略)
7	完了検査および検査済証の発行 (略)

(2) (略)

第4節 排水設備平面図・縦断図の記入方法

1 (略)

2 平面図

(1) 図中に記載する事項

ア～ソ (略)

ナ 通気弁を使用する場合は、高位通気弁か低位通気弁かの別を記入（やむを得ず低位通気弁を使用する場合は事前に協議が必要。）。

ニ 公共ますに途中抜きする場合は、「公共ます途中抜き」と記入する。

ヌ 食器洗い機等、間接排水を必要とするものは、第4章「設計」第2節12を参照。

ネ 阻集器の入側と出側双方に付番し、名称を記載する。なお、縦断図には、入り側と出側の管底高と、距離を記入。

ノ 排水設備を設置しない外部水栓は設置位置に外と記入。

(2) 余白へ記入する事項（平面図記入例の記載例）

ア (略)

イ 合流地区で地下浸透とし、下水道へ接続しない場

には、雨水が地下に浸透する場合は地下浸透、As 舗装等で浸透しない場合は流れ先を記入すること。（例：

雨水排水は地下浸透方式）

ウ （略）

エ 指定業者による既設配管等の接続確認したことを記入すること（例：「既設配管および接続については、当社で確認済み」）。

オ （略）

カ 阻集器を使用する場合は、事前に協議すること。

グリース阻集器の場合、以下の項目を記入すること。

（ア）～（ク） （略）

その他の阻集器は、以下の項目を記入すること。

（ケ）メーカー名

（コ）型式または製品名

（サ）掃除周期等

キ 公共ますの新設等の申請を行った場合（下水道整備課）は、この申請日（完了届提出時には当該申請の完了届出日）を記入。

排水設備を公共ますに管底接合ができず、途中抜きする場合、下水道整備課と事前協議を行い「公共ます途中抜き、下水道整備課と協議済み」と協議月日を記入。

管路情報図に公共ますがなく、現地にある場合、下水道整備課に確認を行い「公共ます現地有り、下水道整備課に確認済み」と確認月日を記入。

ク （略）

ケ 公設ますに水を流し、溜まることなく流れるか確認を行い、「水の流れ確認済み」と記入する。また、近傍の下水道本管（汚水等）のマンホールをたたき、公設ます等に打音が入る確認を行い、「音響にて下水道本管（汚水等）への接続確認済み」と記入する。

コ トイレと手洗器が一体型の製品を使用する場合は、余白に「トイレと手洗器が一体型」と記入すること。

（3） 記載例および排水設備の記号

ア （略）

合は、このことを記入（例：雨水排水は地下浸透方式による等。）。

ウ （略）

エ 指定業者による既設配管等の接続確認したことを記入すること（例：「既設配管および接続については、工事施工時当社で確認済み」）。

オ （略）

カ 阻集器を使用する場合は、以下の項目を記入するものとし、（ア）から（キ）のグリース阻集器の場合、その他阻集器については事前に協議すること。

（ア）～（ク） （略）

キ 公共ますの新設等の申請を行った場合（下水道整備課）は、この申請日（完了届提出時には当該申請の完了届出日）を記入。

ク （略）

（3） 記載例および排水設備の記号

ア （略）

図 3-4 平面図の記載例

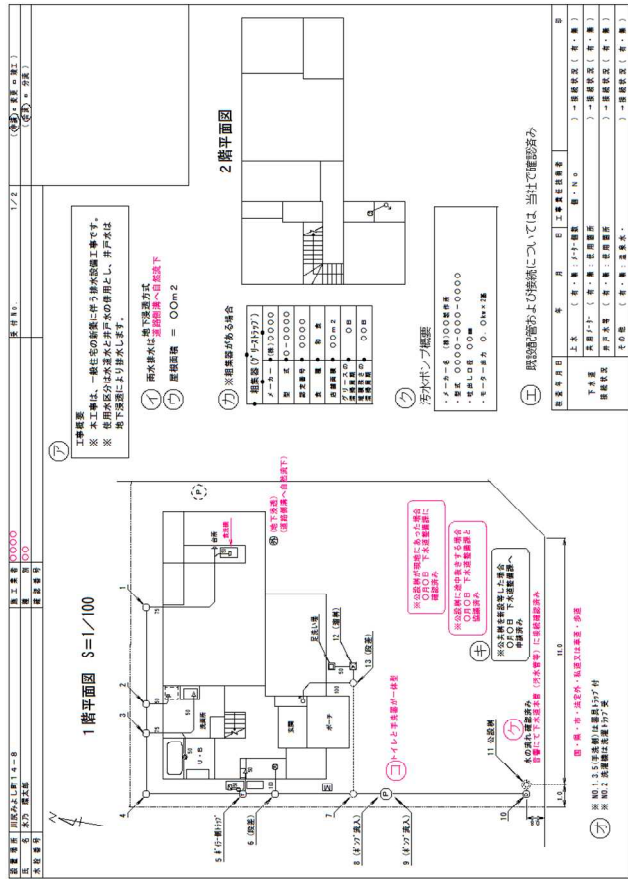


図 3-5 (略)

記入項目の内容および注意事項 (略)

- イ (略)
- 3 (略)
- 4 情報カード
- (1) ~ (3) (略)

図 3-7 情報カードの記入方法

様式第 70 号

<給排水工事情報カード>

給水装置工事 (〇〇月〇〇日申請済み・月日申請予定)

排水設備工事 (〇〇月〇〇日申請済み・月日申請予定) (申請確認 / 済)

給水工事種別 (新設 / 改造 / 水 / 洗 / 化 / その他 ()) 検索水栓番号 (〇〇〇〇)

排水工事種別 (新設 / 改造 / 浄化槽切替 / その他 ()) 現地地下水管種別 (合流 / 分流)

給水装置工事・排水設備工事 (申請しない理由):

加入金の有無 [有 (現地) / 他からの移設] ・ 無

申請時の状況 【設置メーター数 1 個】 【共用メーター 有 / 無】 【井戸水等 有 / 無】

完成後の予定 【設置メーター数 1 個】 【共用メーター 有 / 無】 【井戸水等 有 / 無】

<局使用欄> 下水道使用届・使用水変更届 (必要 / 不要) 提出月日 / 受取 / 印

<審査担当> 現地権利関係欄

申請時下水状況 (未試験 / 試験済 / 新規) 確認日 mm 日

使用水区分 (水道水 / 井戸水等 / 併用) 確認日 日 日

同時検査状況 (単独申請 / 同時検査 / 別検査 (理由))

<検査担当> 上水 (有 / 無 : 設置メーター数 計 個) → 接続有 個

共用メーター (有 / 無 : 使用箇所 個) → 接続状況 (有 / 無)

井戸水等 (有 / 無 : 使用箇所) → 接続状況 (有 / 無)

接続確認プレート設置 (済 / 未)

竣工時

水栓No.	(未試験 / 試験済)	確認月日
水栓No.	(未試験 / 試験済)	
水栓No.	(未試験 / 試験済)	

図 3-4 平面図の記載例

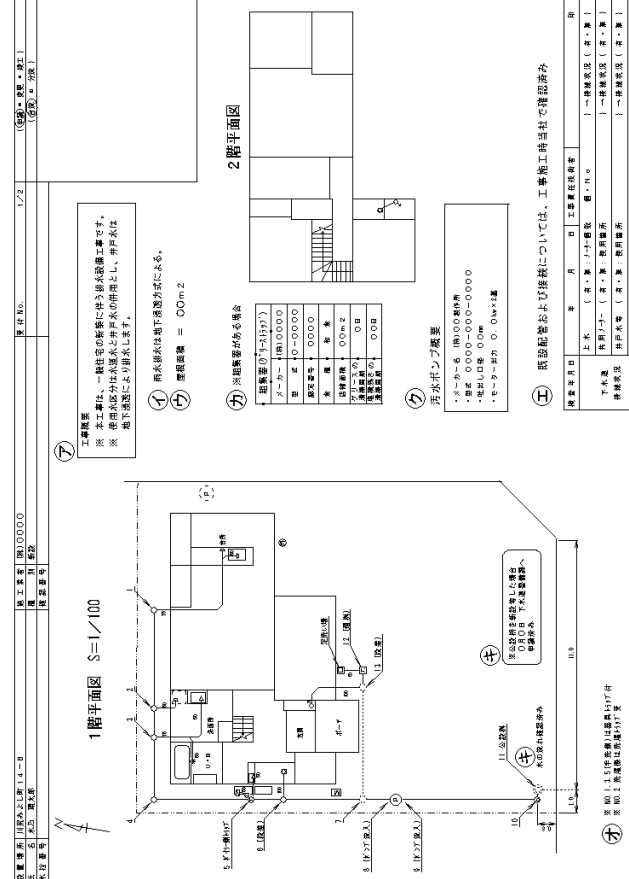


図 3-5 (略)

記入項目の内容および注意事項 (略)

- イ (略)
- 3 (略)
- 4 情報カード
- (1) ~ (3) (略)

図 3-7 情報カードの記入方法

様式第 54 号

<給排水工事情報カード>

〇〇月〇〇日 給水装置・排水設備 工事の申込みあたり 合流・分流

給水装置工事 〇〇月〇〇日に申請済み (申請確認 / 済)

排水設備工事 〇〇月〇〇日に申請予定 (申請確認 / 済)

申請しない理由: ()

■加入金の有無 [有 (現地) / 他からの移設] ・ 無

■申請時の状況 【設置メーター数 〇 個】 【共用メーター 有 / 無】 【井戸水等 有 / 無】

■完成後の予定 【設置メーター数 〇 個】 【共用メーター 有 / 無】 【井戸水等 有 / 無】

<局使用欄> 下水道使用届・使用水変更届 (必要 / 不要) 提出月日 / 受取印 / 印

<審査担当> 申請時下水状況 (未試験・試験済・新規) 確認月日 / 水栓No.

(使用水区分) 水道水 井戸水等 併用 ()

■同時検査状況 単独申請 / 同時検査 / 別検査 (理由): ()

<検査担当> 上水 (有 / 無 : 設置メーター数 計 個) → 接続有 個

共用メーター (有 / 無 : 使用箇所 個) → 接続状況 (有 / 無)

井戸水等 (有 / 無 : 使用箇所) → 接続状況 (有 / 無)

接続確認プレート設置 (済 / 未)

竣工時

水栓No.	(未試験 / 試験済)	確認印	月日
水栓No.	(未試験 / 試験済)		
水栓No.	(未試験 / 試験済)		

5 位置図

図3-8 位置図の記入例



6 (略)

7 排水設備工事に係るその他の手続き

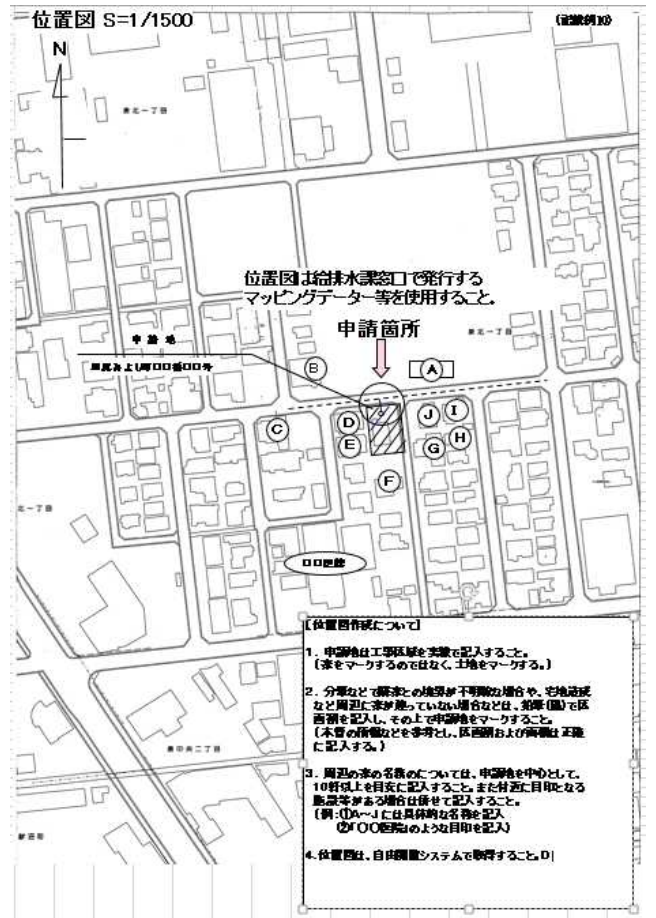
(1) (略)

(2) 道路等占用手続き

No.	種別	申請等の関係機関
1	国道	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 秋田国道維持出張所
2	県道	秋田県地域振興局用地課管理チーム
3	市道	秋田市建設総務課 占用担当
4	法定外公共物	秋田市建設総務課管理担当 産業振興部農地森林整備課農業基盤担当
5	土地区画整理事業	駅東事務所等

5 位置図

図3-8 位置図の記入例



6 (略)

7 排水設備工事に係るその他の手続き

(1) (略)

(2) 道路等占用手続き

No.	種別	申請等の関係機関
1	国道	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所 秋田国道維持出張所
2	県道	秋田県地域振興局用地課
3	市道	秋田市建設部建設総務課
4	法定外公共物	秋田市建設部建設総務課 産業振興部農地森林整備課
5	土地区画整理事業	秋田市都市整備部秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

第4章 設 計

新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第4章 設計</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 屋内排水設備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 水洗便所</p> <p>(1) 大便器</p> <p>水洗便所の衛生器具で特に注意すべきものは、大便器である。</p> <p>ア 機能による分類</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 洗落し式</p> <p>汚物をトラップ留水中に落下させる方式である。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 小便器</p> <p>図4-16 (略)</p> <p>ア 小便器の洗浄方式には、洗浄水栓方式、洗浄弁方式、個別感知洗浄システム方式(専用洗浄弁方式)および自動サイホン方式がある。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 自動サイホン方式は、ハイタンクと組合せて使用するもので、ハイタンクに常に定量の水を供給し、規定の水位に達したときにサイホン作用によりタンク内の水を自動的に放水して小便器の洗浄を行う方式である。夜間等、使用者がいないときにも自動的に水が流れる欠点があるので、タイマー方式等によって節水を図ることが望ましい。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 阻集器</p> <p>(1) 阻集器設置上の注意事項</p> <p>ア 使用目的に適合した阻集器を容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置にできるだけ近いことが望ましい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 排水槽</p>	<p>第4章 設計</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 屋内排水設備</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 水洗便所</p> <p>(1) 大便器</p> <p>水洗便所の衛生器具特に注意すべきものは、大便器である。</p> <p>ア 機能による分類</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 洗落し式</p> <p>汚物をトラップ留水中に落下させ方式である。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 小便器</p> <p>図4-16 (略)</p> <p>ア 小便器の洗浄方式には、洗浄水栓方式、洗浄弁方式、個別感知洗浄システム方式(専用洗浄弁方式)および自動サイホン方式がある。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 自動サイホン方式は、ハイタンクと組合せて使用するもので、ハイタンクに常に定量の水を供給し、規定の水位に達したときにサイホン作用によりタンク内の水を自動的に放水して小便器の洗浄を行う方式である。夜間等、使用者がいないときにも自動的に水が流れる欠点があるので、タイマー方式等によって節水を図ることが望ましい。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 阻集器</p> <p>(1) 阻集器設置上の注意事項</p> <p>ア 使用目的に適合した阻集器を容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近いことが望ましい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 排水槽</p>

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 排水槽の維持管理</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>オ 排水槽に関する図面（配管図、構造図など）および排水槽などの保守点検記録などを整備しておかなければならない。</p> <p>カ (略)</p> <p>10~13 (略)</p> <p>第3節~第4節 (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 排水槽の維持管理</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>オ 排水槽に関する図面（配管図、構造図など）および排水槽などの保守点検記録など整備しておかなければならない。</p> <p>カ (略)</p> <p>10~13 (略)</p> <p>第3節~第4節 (略)</p>
---	--

第5章 施 工

第6章 檢 査

新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第5章 (略)</p>	<p>第5章 (略)</p>
<p>第6章 検査</p> <p>第1節 工事検査の手続</p>	<p>第6章 検査</p> <p>第1節 工事検査の手続</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 検査関係書類</p>	<p>2 検査関係書類</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 竣工図および検査関係書類は、検査前日の午前まで局に提出する。<u>(現地での提出、差替えは原則として認めないものとするが、竣工書類受付の局確認により、図示記号等の軽微の訂正などの場合には現地差し替えを認める。)</u></p>	<p>(2) 竣工図および検査関係書類は、検査前日の午前まで局に提出する。 なお、現地での提出、差替えは原則として認めない。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>第2節 (略)</p>	<p>第2節 (略)</p>
<p>第3節 検査項目</p>	<p>第3節 検査項目</p>
<p>1 共通事項</p>	<p>1 共通事項</p>
<p>(1) 完了検査の主な検査項目</p>	<p>(1) 完了検査の主な検査項目</p>
<p>ア～サ (略)</p>	<p>ア～サ (略)</p>
<p>シ 排水管の延長は、<u>ます間</u>で管径の120倍以内でなければならない。</p>	<p>シ 排水管の延長は、管径の120倍以内でなければならない。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第4節～第5節 (略)</p>	<p>第4節～第5節 (略)</p>
<p>第6節 検査予約申込手順</p>	<p>第6節 検査予約申込手順</p>
<p>1 検査予約受付画面</p>	<p>1 検査予約受付画面</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>

第7章 融資あつせん・

助成金制度

新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第7章 融資あっせん・助成金制度</p> <p>第1節 融資あっせん制度</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資格</p> <p>資金の融資あっせんを受けようとする者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない(助成規程4条)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>生活保護法による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている世帯に属していないこと。</u></p> <p>(5) 資金の融資あっせんを受ける場合は、融資を受けた額の償還能力を有し、かつ、確実な連帯保証人がいること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 融資あっせんの申請の流れ</p> <p>図7-1 融資あっせん申請の流れ</p> <p>図7-1 融資あっせん申請の流れ</p> <p>申請者(水洗便所改造資金融資あっせん制度利用者)</p> <p>指定工事業者</p> <p>上下水道局</p> <p>金融機関</p> <p>1 見積・契約</p> <p>2 工事申請書提出～工事審査</p> <p>2-1 融資審査依頼 ①水洗便所改造資金融資依頼書(局が作成し、⑩～⑫を添付)</p> <p>2-2 融資可否通知 ①水洗便所改造資金融資可否決定通知書(局が保存)</p> <p>3 工事計画確認通知・融資あっせん結果の通知 ①排水設備工事計画確認通知書 ②水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書</p> <p>4 工事着工に向けて</p> <p>5 工事着工～竣工</p> <p>6 完了検査手続き ①工事費用の請求書(写)</p> <p>7 完了検査～検査済証発行 ②水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書</p> <p>8 融資契約の締結 ①念書、7の②水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書(原本) ※その他金融機関が指定する書類</p> <p>9 融資金の振込</p> <p>10 借入金返済(元金のみ)</p> <p>11 利子補給</p> <p>公共下水道の例であるが、農業集落排水、個別排水処理施設もこれに準ずる。 融資あっせんの申請がある場合、3章3節図3-3の各項目にある書類に加え、下記書類を含む。</p> <p>融資あっせん関係書類</p> <p>⑨トイレ部屋の全体写真(給水装置工事が伴わない場合)</p> <p>⑩水洗便所改造資金融資あっせん申請書(A3複写紙)</p> <p>⑪秋田市水洗便所改造資金借入申込書</p> <p>⑫印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人の各1通)</p> <p>⑬完納証明書(市税に未納がない証明書)</p> <p>⑭工事見積書</p>	<p>第7章 融資あっせん・助成金制度</p> <p>第1節 融資あっせん制度</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資格</p> <p>資金の融資あっせんを受けようとする者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない(資金助成規程4条)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 資金の融資あっせんを受ける場合は、融資を受けた額の償還能力を有し、かつ、確実な連帯保証人がいること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 融資あっせんの申請の流れ</p> <p>図7-1 融資あっせん申請の流れ</p> <p>図7-1 融資あっせん申請の流れ</p> <p>申請者(水洗便所改造資金融資あっせん制度利用者)</p> <p>指定工事業者</p> <p>上下水道局</p> <p>金融機関</p> <p>1 見積・契約</p> <p>2 工事申請書提出*～工事審査</p> <p>2-1 融資審査依頼 ①水洗便所改造資金融資依頼書(局が作成し、2の⑩～⑫を添付)</p> <p>2-2 融資可否通知 ①水洗便所改造資金融資可否決定通知書(局が保存)</p> <p>3 工事許可通知・融資あっせん結果の通知 ①排水設備工事計画確認通知書 ②水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書</p> <p>4 工事着工の許可</p> <p>5 工事着工～竣工</p> <p>6 完了検査手続き ①工事費用の請求書(写)</p> <p>7 完了検査～検査済証発行 ②水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書</p> <p>8 融資契約の締結 ①念書、7の②水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書(原本) ※その他金融機関が指定する書類</p> <p>9 融資金の振込</p> <p>10 借入金返済(元金のみ)</p> <p>11 利子補給</p> <p>(注1) 公共下水道の例であるが、農業集落排水、個別排水処理施設もこれに準ずる。 (注2) 融資あっせんの申請がある場合、3章3節図3-3の各項目にある書類に加え、上記書類を含む。</p> <p>※2の融資あっせん関係書類</p> <p>⑩水洗便所改造資金融資あっせん申請書(A3複写紙)</p> <p>⑪秋田市水洗便所改造資金借入申込書</p> <p>⑫印鑑登録証明書(申請者・連帯保証人の各1通)</p> <p>⑬納税証明書(完納証明書)</p> <p>⑭工事見積書</p>
<p>(1) 書類手続</p> <p>表7-2 融資あっせん申請に係る書類手続</p>	<p>(1) 書類手続</p> <p>表7-2 融資あっせん申請に係る書類手続</p>

No.	書類手続	No.	書類手続
1	見積り～契約 (略)	1	見積り～契約 (略)
2	工事申請書類等の提出および工事審査 申請者は、局に以下の書類を提出する。 <u>⑨トイレ部屋の全体写真</u> <u>給水装置工事が伴わない場合、トイレの全体写真(トイレの手洗い等の増設を伴うかを確認)を提出すること。</u> ⑩～⑫ (略) <u>⑬完納証明書(市税に未納がない証明書)</u> 以下略 ⑭ (略)	2	工事申請書類等の提出および工事審査 申請者は、局に以下の書類を提出する。 ⑩～⑫ (略) ⑬納税証明書 以下略 ⑭ (略)
2 — 1	金融機関への融資審査依頼(局) 局は、金融機関に融資資格の審査を依頼する。 ①水洗便所改造資金融資依頼書【様式集29】 このほか⑩～⑫を添付する。	2 — 1	金融機関への融資審査依頼(局) 局は、金融機関に融資資格の審査を依頼する。 ①水洗便所改造資金融資依頼書【様式集29】 このほか <u>2</u> の⑩～⑫を添付する。
2 — 2	金融機関から融資諾否の通知(局) (略)	2 — 2	金融機関から融資諾否の通知(局) (略)
3	(工事 <u>計画</u> 確認通知)水洗便所改造資金融資あつせん結果の通知 (略)	3	(工事確認通知)水洗便所改造資金融資あつせん結果の通知 (略)
4～5	<u>第3章第3節、表3-3、4～5参照</u>	4～5	<u>(略)</u>
6	工事完了検査の手続き (略)	6	工事完了検査の手続き (略)
7	完了検査および検査済証の発行 (略)	7	完了検査および検査済証の発行 (略)
8	金融機関と融資契約の締結 (略)	8	金融機関と融資契約の締結 (略)
9	融資金額振り込み (略)	9	融資金額振り込み (略)
10	融資借入金の返済 (略)	10	融資借入金の返済 (略)
11	利子補給 (略)	11	利子補給 (略)

(2) (略)

第2節 助成金制度

1 (略)

2 助成の対象および交付金額

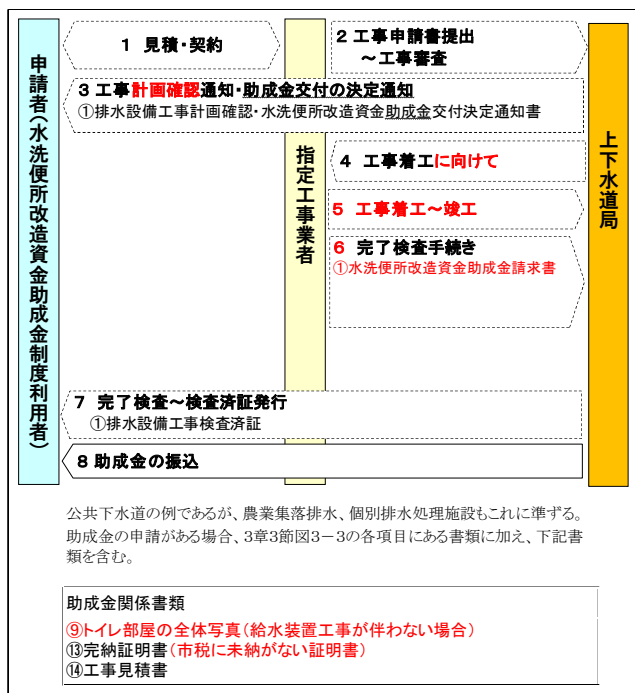
表7-3 助成の対象および交付金額

建物区分	金額
一般住宅	ア (略) イ 公示日から3年を経過 2万円 <u>令和8年度末廃止(令和9年3月31日までに交付決定を受けた申請が対象)</u>
貸家・アパート	ア (略) イ 便槽又は浄化槽の数が2以上ある場合 (ア) (略) (イ) 公示日から3年を経過 2万円 <u>令和8年度末廃止(令和9年3月31日までに交付決定を受けた申請が対象)</u> (総額10万円を超えない範囲)

(注1) (略)

3 助成金の申請の流れ

図7-2 助成金の申請の流れ



(2) (略)

第2節 助成金制度

1 (略)

2 助成の対象および交付金額

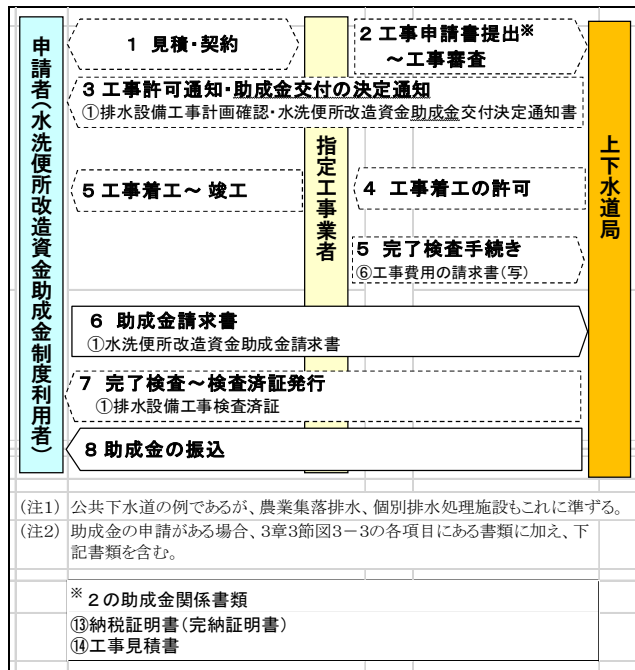
表7-3 助成の対象および交付金額

建物区分	金額
一般住宅	ア (略) イ 公示日から3年を経過 2万円
貸家・アパート	ア (略) イ 便槽又は浄化槽の数が2以上ある場合 (ア) (略) (イ) 公示日から3年を経過 2万円 (総額10万円を超えない範囲)

(注1) (略)

3 助成金の申請の流れ

図7-2 助成金の申請の流れ



(1) 書類手続	
表 7-4 助成金交付申請に係る書類手続	
No.	書類手続
1	見積り～契約 (略)
2	工事申請書等の提出および工事審査 申請者は、局に以下の書類を提出する。 <u>⑨トイレ部屋の全体写真</u> <u>給水装置工事が伴わない場合、トイレの全体写真(トイレの手洗い等の増設を伴うかを確認)を提出すること。</u> <u>⑬完納証明書(市税に未納がない証明書)</u> 以下略 ⑭ (略)
3	(工事 <u>計画確認</u> 通知) 助成金決定の通知 (略)
4～5	<u>第3章第3節、表3-3、4～5参照</u>
<u>6</u>	<u>完了検査手続き</u> 申請者は、完了検査の申込み時に、下記の書類を提出する。 (以下、略)
7	<u>第3章第3節、表3-3、7を参照</u>
8	助成金の振込み (略)
(2) 助成金における注意事項	
ア (略)	
イ 請求書を訂正する場合、 <u>当該箇所</u> に2重線(黒)を引き、申請者の訂正印を押印し、余白に訂正内容を記入する。 <u>(金額の訂正は不可)</u>	
ウ (略)	
(3) (略)	

(1) 書類手続	
表 7-4 助成金交付申請に係る書類手続	
No.	書類手続
1	見積り～契約 (略)
2	工事申請書等の提出および工事審査 申請者は、局に以下の書類を提出する。 ⑬納税証明書 以下略 ⑭ (略)
3	(工事 <u>許可</u> 通知) 助成金決定の通知 (略)
4～5	<u>(略)</u>
<u>5</u>	<u>助成金請求書の提出</u> <u>二</u> <u>1</u> 申請者は、完了検査の申込み時に、下記の書類を提出する。 <u>なお、下記の請求書には印鑑を押印すること。</u> (以下、略)
<u>6</u>	<u>工事完了の手続き</u> 指定工事業者は、 <u>⑤の工事に要した費用が分かる請求書の写しを提出すること。</u>
7	<u>(略)</u>
8	助成金の振込み (略)
(2) 助成金における注意事項	
ア (略)	
イ 請求書を訂正する場合、 <u>この箇所</u> に2重線(黒)を引き、申請者の訂正印を押印し、余白に訂正内容を記入する。	
ウ (略)	
(3) (略)	

第8章 その他

新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案						
第8章 その他						
第1節 特定施設および除害施設の設置等届出						
1 事業排水に関する届出の種類						
(1) 下水道法に基づく特定施設の設置等の届出						
表8-1 特定施設の設置等届出一覧表						
表8-1 特定施設の設置等届出一覧表 ⁴⁾						
届出を必要とする場合 ⁴⁾	特定施設から下水を排除しようとするとき ⁴⁾ (注1条の2第1項の届出を要する場合は除く) ⁴⁾	特定施設を設置しようとするとき ⁴⁾	新たに特定施設として指定されたとき ⁴⁾	特定事業場が公共下水道等の使用を開始したとき ⁴⁾	既に届出した事項を変更しようとするとき ⁴⁾	既に届出した事項を変更しようとするとき ⁴⁾
届出書類	公共下水道使用開始届 様式集 81 ⁴⁾	特定施設使用届 様式集 54 ⁴⁾	特定施設使用届 様式集 62 ⁴⁾	特定施設使用届 様式集 62 ⁴⁾	特定施設構造等変更届 様式集 63 ⁴⁾	特定施設使用廃止届 様式集 64 ⁴⁾
根拠法	法第11条の2第2項 ⁴⁾	法第12条の3第1項 ⁴⁾	法第12条の3第2項 ⁴⁾	法第12条の3第3項 ⁴⁾	法第12条の4 ⁴⁾	法第12条の7 ⁴⁾
届出期限	あらかじめ	着工の ⁴⁾ 80日前 ⁴⁾	30日以内 ⁴⁾	30日以内 ⁴⁾	着工の ⁴⁾ 80日前 ⁴⁾	30日以内 ⁴⁾
届出内容	1 排除場所 2 排水口数 3 開始年月日 4 特定施設の種類の ⁴⁾	1 氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 ⁴⁾ 2 工場又は事業場の名称および所在地 ⁴⁾ 3 特定施設の種類の ⁴⁾ 4 特定施設の構造 ⁴⁾ 5 特定施設の使用の方法 ⁴⁾ 6 特定施設から排出される汚水の処理の方法 ⁴⁾ 7 公共下水道に排除される下水の量および水質その他の国土交通省令で定める事項 ⁴⁾	左欄の4から7までの事項で変更しようとするもの ⁴⁾	左欄の4から7までの事項で変更しようとするもの ⁴⁾	第1欄1および2の事項で変更したもの ⁴⁾	承継の内容(譲り受け、借用、合併、分割) ⁴⁾
摘要	受理書を送付、実施制限を受ける ⁴⁾				受理書を送付、実施制限を受ける ⁴⁾	

図8-1 特定施設の届出に係る審査の流れ (略)

(2) 秋田市下水道条例に基づく届出(第7条)

除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者に届⁴⁾なければならない(除害施設設置等届【様式集19】)。

2~4 (略)

5 特定施設一覧表

(1)~(2) (略)

表8-3 水質汚濁防止法に規定する特定施設(同法施行令別表1)

番号	名称
1	(略)
~	
66	
の2	
66	(略)
の3	
(注1)	

現行						
第8章 その他						
第1節 特定施設および除害施設の設置等届出						
1 事業排水に関する届出の種類						
(1) 下水道法に基づく特定施設の設置等の届出						
表8-1 特定施設の設置等届出一覧表						
表8-1 特定施設の設置等届出一覧表 ⁴⁾						
届出を必要とする場合 ⁴⁾	特定施設から下水を排除しようとするとき ⁴⁾ (注1条の2第1項の届出を要する場合は除く) ⁴⁾	特定施設を設置しようとするとき ⁴⁾	新たに特定施設として指定されたとき ⁴⁾	特定事業場が公共下水道等の使用を開始したとき ⁴⁾	既に届出した事項を変更しようとするとき ⁴⁾	既に届出した事項を変更しようとするとき ⁴⁾
届出書類	公共下水道使用開始届 様式集 91 ⁴⁾	特定施設使用届 様式集 54 ⁴⁾	特定施設使用届 様式集 62 ⁴⁾	特定施設使用届 様式集 62 ⁴⁾	特定施設構造等変更届 様式集 63 ⁴⁾	特定施設使用廃止届 様式集 64 ⁴⁾
根拠法	法第11条の2第2項 ⁴⁾	法第12条の3第1項 ⁴⁾	法第12条の3第2項 ⁴⁾	法第12条の3第3項 ⁴⁾	法第12条の4 ⁴⁾	法第12条の7 ⁴⁾
届出期限	あらかじめ	着工の ⁴⁾ 80日前 ⁴⁾	30日以内 ⁴⁾	30日以内 ⁴⁾	着工の ⁴⁾ 80日前 ⁴⁾	30日以内 ⁴⁾
届出内容	1 排除場所 2 排水口数 3 開始年月日 4 特定施設の種類の ⁴⁾	1 氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名 ⁴⁾ 2 工場又は事業場の名称および所在地 ⁴⁾ 3 特定施設の種類の ⁴⁾ 4 特定施設の構造 ⁴⁾ 5 特定施設の使用の方法 ⁴⁾ 6 特定施設から排出される汚水の処理の方法 ⁴⁾ 7 公共下水道に排除される下水の量および水質その他の国土交通省令で定める事項 ⁴⁾	左欄の4から7までの事項で変更しようとするもの ⁴⁾	左欄の4から7までの事項で変更しようとするもの ⁴⁾	第1欄1および2の事項で変更したもの ⁴⁾	承継の内容(譲り受け、借用、合併、分割) ⁴⁾
摘要	受理書を送付、実施制限を受ける ⁴⁾				受理書を送付、実施制限を受ける ⁴⁾	

図8-1 特定施設の届出に係る審査の流れ (略)

(2) 秋田市下水道条例に基づく届出(第7条)

除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者により届⁴⁾なければならない(除害施設設置等届【様式集19】)。

2~4 (略)

5 特定施設一覧表

(1)~(2) (略)

表8-3 水質汚濁防止法に規定する特定施設(同法施行令別表1)

番号	名称
1	(略)
~	
66	
の2	
66	(略)
の3	

66 の4 ～ 70	(略)
70 の2	自動車 <u>特定</u> 整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設 （屋内作業場の総面積が800㎡未満のもの及び71に掲げるものを除く。）
71 ～ 74	(略)

（注1） 下水道法では、旅館業に供するちゅう房施設・洗たく施設・入浴施設（温泉を利用するものは除く）の3つは届出対象から除かれる。

表8-4 (略)

第2節 ディスポーザの取扱い

1 種類および設置

ディスポーザは、以下のとおり3種類あり、本市では、生物処理タイプの設置のみを認めている。

(1)～(2) (略)

(3) 単体ディスポーザ

発生した生ごみを機械設備で破砕し、直接公共下水道へ排水するタイプ。

2 (略)

第3節～第4節 (略)

第5節 工事台帳および管路情報画面の閲覧・交付

1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請

(1) (略)

ア 給水装置および排水設備所有者本人

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等。

イ 給水装置および排水設備所有者の受任者。

委任状、運転免許証、マイナンバーカード等を

66 の4 ～ 70	(略)
70 の2	自動車 <u>分解</u> 整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設 （屋内作業場の総面積が800㎡未満のもの及び71に掲げるものを除く。）
71 ～ 74	(略)

表8-4 (略)

第2節 ディスポーザの取扱い

1 種類および設置

ディスポーザは、以下のとおり2種類あり、本市では、生物処理タイプの設置のみを認めている。

(1)～(2) (略)

2 (略)

3 注意事項

ディスポーザの生ごみを破砕する部位を単体として使用することは、宅地内排水管や下水道本管の詰まりの原因となるので、認めていない。

第3節～第4節 (略)

第5節 工事台帳および管路情報画面の閲覧・交付

1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請

(1) (略)

ア 給水装置および排水設備所有者本人

運転免許証、健康保険証、パスポート等。

イ 給水装置および排水設備所有者の受任者。

委任状、運転免許証、健康保険証等を持参した者。

持参した者。

(2) ~ (4) (略)

2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請

(1) (略)

(2) 手続方法

ア 自由閲覧システムの場合

(ア) 自由閲覧システムにより複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課に設置している自由閲覧システムにより行うものとする。

(イ) 図面の複写費は、カラー1枚50円(税込)、白黒1枚10円(税込)とし、申込者の負担により自由閲覧システム付属の課金機により納入すること。

イ 窓口の場合

(ア) 上下水道管路情報(マッピング画面)複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課の窓口にて備え付けの上下水道管路情報複写図交付申請書【様式集No.79】に必要事項を記入し、申請すること。ただし、窓口での対応は自由閲覧システムの稼働時間外に限る。

(イ) 図面の複写費は、カラー1枚50円(税込)、白黒1枚10円(税込)であり、申込者が負担する。申込者は、給排水課で発行した納入通知書によりお客様センターで納入する。

(3) (略)

第6節~第8節 (略)

第9節 参考図書

表8-7 排水設備の選定における参考図書

No.	排水設備および選定内容等	参考図書
1	屋内排水設備の管径 (略)	SHASE-S206 給排水衛生設備基準・同解説 (公益社団法人空気調和・衛生工学会)
2	繊維くず阻集器 (略)	
3	排水槽と排水ポンプ (略)	

(2) ~ (4) (略)

2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請

(1) (略)

(2) 手続方法

ア 窓口の場合

(ア) 上下水道管路情報(マッピング画面)複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課の窓口にて備付けの上下水道管路情報複写図交付申請書【様式集No.79】に必要事項を記入し申請する。

(イ) 図面の複写費は、カラー1枚50円(税込)、白黒1枚10円(税込)であり、申込者が負担する。申込者は、給排水課で発行した納入通知書によりお客様センターで納入する。

イ 自由閲覧システムの場合

(ア) 自由閲覧システムにより複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課に設置している自由閲覧システムにより行うものとする。

(イ) 図面の複写費は、カラー1枚50円(税込)、白黒1枚10円(税込)とし、申込者の負担により自由閲覧システムの課金装置により納入すること。

(3) (略)

第6節~第8節 (略)

第9節 参考図書

表8-7 排水設備の選定における参考図書

No.	排水設備および選定内容等	参考図書
1	屋内排水設備の管径 (略)	SHASE-S206 給排水衛生設備基準・同解説 (公益社団法人空気調和・衛生工学会)
2	繊維くず阻集器 (略)	
3	排水槽と排水ポンプ (略)	

		<u>(公益社団法人日本下水道協会)</u>
4	グリース阻集器 (略)	SHASE-S217 グリース阻集器 (公益社団法人空気調和・衛生工学会) <u>(公益社団法人日本下水道協会)</u>
5	オイル阻集器 (略)	SHASE-S221 オイル阻集器 (公益社団法人空気調和・衛生工学会) <u>(公益社団法人日本下水道協会)</u>
6	即時排水型ビルピット (略)	(略)

(注) (略)

4	グリース阻集器 (略)	SHASE-S217 グリース阻集器 (公益社団法人空気調和・衛生工学会)
5	オイル阻集器 (略)	SHASE-S221 オイル阻集器 (公益社団法人空気調和・衛生工学会)
6	即時排水型ビルピット (略)	(略)

(注) (略)

第9章 関係要綱および要領 新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
第9章 関係要綱および要領 <u>別紙のとおり</u>	第9章 関係要綱および要領 <u>別紙のとおり</u>

第 10 章 用語集

新旧対照表

排水設備工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第10章 用語集</p> <p>【あ行】 (略)</p> <p>【か行】</p> <p>返し通気管～合流式 (略)</p> <p>小型マンホール</p> <p>点検及び清掃用機器の搬出入に用いる内径 <u>30～60</u>cm のマンホール。材質としては、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製、硬質塩化ビニル製がある。近年、維持管理器具の小型化等と相まってコスト縮減施策として将来延伸が見込まれない管きよの起点や中間点等に採用が多くなっている。</p> <p>【さ行】 (略)</p> <p>【た行】</p> <p>対策降雨処理能力～定常流量法 (略)</p> <p>ディスポーザ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 単体ディスポーザ：発生した生ごみを機械設備で粉碎し、直接公共下水道へ排水する。</u></p> <p>透水性シート～ドロップます (略)</p> <p>【な行】～【ら行】 (略)</p>	<p>第10章 用語集</p> <p>【あ行】 (略)</p> <p>【か行】</p> <p>返し通気管～合流式 (略)</p> <p>小型マンホール</p> <p>点検及び清掃用機器の搬出入に用いる内径 <u>60～30</u>cm のマンホール。材質としては、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製、硬質塩化ビニル製がある。近年、維持管理器具の小型化等と相まってコスト縮減施策として将来延伸が見込まれない管きよの起点や中間点等に採用が多くなっている。</p> <p>【さ行】 (略)</p> <p>【た行】</p> <p>対策降雨処理能力～定常流量法 (略)</p> <p>ディスポーザ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>透水性シート～ドロップます (略)</p> <p>【な行】～【ら行】 (略)</p>

別冊 様式集
(一部抜粋)

排水設備工事責任技術者名簿

氏 名	登 録 住 所
県協会登録証番号	兼任する営業所名および住所（該当の場合）
	（営業所名）
秋田市登録証番号	（営業所住所）
氏 名	登 録 住 所
県協会登録証番号	兼任する営業所名および住所（該当の場合）
	（営業所名）
秋田市登録証番号	（営業所住所）
氏 名	登 録 住 所
県協会登録証番号	兼任する営業所名および住所（該当の場合）
	（営業所名）
秋田市登録証番号	（営業所住所）
氏 名	登 録 住 所
県協会登録証番号	兼任する営業所名および住所（該当の場合）
	（営業所名）
秋田市登録証番号	（営業所住所）

排水設備工事責任技術者変更届

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指 令 番 号

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

下記のとおり、所属（選任）する排水設備工事責任技術者を変更しましたので届出します。

記

氏 名	変 更 事 由	変 更 日
	新 規 ・ 解 除	年 月 日
県協会登録証番号	兼任する営業所名および住所（該当の場合）	
	(営業所名)	
秋田市登録証番号	(営業所住所)	
氏 名	変 更 事 由	変 更 日
	新 規 ・ 解 除	年 月 日
県協会登録証番号	兼任する営業所名および住所（該当の場合）	
	(営業所名)	
秋田市登録証番号	(営業所住所)	